

# 官業民営化等WGヒアリング調査票 (その他の検査・検定、監視等)

所管省庁名：厚生労働省

1.名称	検疫手続及びこれに付随してとられる諸手続
2.根拠法令	検疫法第2章、第3章
3.実施主体	国(検疫所長)
4.従事者数	813名(検疫所)
5.予算額	8,679,511千円(検疫所)
6.事業の内容	検疫所長が、検疫法に基づき、国内に入港等しようとする船舶等に対して、検疫感染症の病原体の有無等に関する診察及び検査等を行い、国内に検疫感染症が侵入するほとんどないと認められる場合、検疫済証等の交付を行うもの
7.民間移管の 具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症患者の隔離、停留については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に基づく「感染症指定医療機関等に委託</li> <li>・検疫感染症の病原体に汚染又は汚染したおそれのある死体の火葬については、「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和23年法律第48号)に基づき実施</li> <li>・ねずみ族又は虫類の駆除については、民間事業者が実施</li> <li>・海外へ渡航しようとする者の予防接種については、一般の医療機関においても実施</li> </ul>
8.更なる民間開放 についての見解	別紙参照

## 別紙

検疫の実施については「全国規模で迅速に行う必要がある」（中間とりまとめ別紙2意見）との見解を示されているが、かかる状況を維持する上で貴省が採っている対応について、具体的にご説明願いたい。仮にルール化、マニュアル化等により均質性、迅速性を維持されているのであれば、かかるスキームに民間事業者をのせることも可能であると考えるが、貴省の見解をお伺いしたい。

### （回答）

検疫の実施に当たっては、諸外国の感染症の発生の動向を踏まえ、我が国に来航する船舶・航空機及びその乗組員・乗客に対し、時々刻々変化する状況に対応した必要な質問、検査等を行う必要があり、全国の検疫所（本所13、支所14、出張所80、計107カ所）のうち、本所を拠点検疫所として、業務量、地理的条件を勘案した検疫官の配置を行い、迅速、且つ効率的な検疫を実施しているところである。

具体的には、昨年の重症急性呼吸器症候群（SARS）の諸外国における発生の際、国際保健機関（WHO）の「伝播確認地域」の指定状況等を踏まえ、全国の海港・空港において入出国者への情報提供及び注意喚起、入国者の体温測定・健康状況に関する質問の実施、SARS患者等への濃厚接触者に対する入国後の健康監視等、その状況に応じた対応を行ったところである。

現に行われている検疫業務（検疫所長が、国内に入港しようとする船舶等に対して、検疫感染症の病原体の有無等に関する診察及び検査を行い、国内に検疫感染症が侵入するおそれがほとんどないと認められる場合、検疫済証の交付を行うこと）と「国民の生命・健康への影響等を総合的に勘案し、政策的に判断を行う必要がある」との見解（中間とりまとめ別紙2意見）の関係について、「国内に検疫感染症が侵入するおそれがほとんどない」と認めるためにいかなる「総合的」な「勘案」や「政策的」な「判断」が必要とされるのか、ご説明願いたい。

### （回答）

検疫の実施に当たっては、諸外国の感染症の発生の動向を踏まえ、その感染症の病原体に感染する可能性、病原体の国内への侵入の可能性、病原体が国内に侵入した場合の国民の生命・健康への影響等を総合的に勘案し、その状況に応じた質問、検査等を行う必要がある。

また、緊急時には検疫感染症以外の感染症に対しても、防疫措置を講じるなど政策的に適切な判断が必要となってくる。

最近5か年度における全国の検疫済証発行件数と、検疫法第14条に基づく措置（患者の隔離等）を採った件数についてお示し願いたい。

	検疫済証等 交付数	検疫法第14条に基づく措置			
		隔離	停留	消毒	その他
平成11年度	194,874	0	0	135	0
平成12年度	197,834	0	0	89	0
平成13年度	196,970	0	0	1	0
平成14年度	212,280	0	0	0	0
平成15年度	210,103	0	0	0	0

（参考）

平成15年次の検疫実績

検疫船舶・航空機数 : 207,364（船舶：74,353隻、航空機：133,011機）  
検疫人数 : 25,620,816人  
検便・吐物検査数 : 7,634件  
血液検査数 : 164件

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、ある場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明についてご教示願いたい。

（回答）

直接事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令はないが、検疫法に基づく権限の行使は、検疫所長及び検疫官とされており（検疫法第14条等）、いずれも厚生労働省におかれる公務員であることを定めている（厚生労働省組織規則第77条、検疫法第28条）。